

# 兵庫県公報

令和2年12月1日 火曜日 第162号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 土地改良区の解散認可（同）	3
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	3
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	4
○ 令和2年度第4・四半期における保安林の皆伐限度面積（豊かな森づくり課）	4
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（水産課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	7
<b>公 告</b>	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	13
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	28
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	29
○ 同 上（東播磨県民局）	29
○ 同 上（北播磨県民局）	29
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（中播磨県民センター）	30
○ 同 上（同）	30

## 告 示

### 兵庫県告示第1258号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市（黒田庄町の区域を除く。）、三木市吉川町、高砂市、加西市、丹波篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、猪名川町、香美町及び新温泉町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）  
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内  
一般社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市	令和3年11月9日（火）から同年12月3日（金）まで	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
芦屋市	令和3年10月19日（火）から同年11月5日（金）まで	
豊岡市	令和3年5月12日（水）から同年7月2日（金）まで	
西脇市 （黒田庄町の区域を除く。）	令和4年1月18日（火）から同月28日（金）まで	
三木市吉川町	令和3年6月15日（火）から同月18日（金）まで	
高砂市	令和4年1月18日（火）から同年2月10日（木）まで	
加西市	令和3年7月20日（火）から同年8月6日（金）まで	
丹波篠山市	令和3年9月7日（火）から同年10月8日（金）まで	
養父市	令和3年6月22日（火）から同年7月9日（金）まで	
南あわじ市	令和3年11月24日（水）から同年12月17日（金）まで	
淡路市	令和3年10月5日（火）から同年11月11日（木）まで	
猪名川町	令和3年7月13日（火）から同月16日（金）まで	
香美町	令和3年5月12日（水）から同年6月4日（金）まで	
新温泉町	令和3年4月6日（火）から同月16日（金）まで	

注：土曜日、日曜日及び祝日を除く。



**兵庫県告示第1259号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

柏原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	山本智一	丹波市柏原町下小倉210番地
同	松本正昭	同 市柏原町柏原300番地
同	亀井敏数	同 市柏原町南多田570番地2
同	亀井重延	同 市柏原町柏原2214番地3
同	倉橋友邦	同 市柏原町大新屋608番地
監事	椿原均	同 市柏原町南多田852番地
同	上木富雄	同 市柏原町鴨野417番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岡林昌彦	丹波市柏原町上小倉249番地
同	村上久直	同 市柏原町柏原397番地
同	亀井敏数	同 市柏原町南多田570番地2
同	中尾寛司	同 市柏原町柏原5268番地
同	倉橋友邦	同 市柏原町大新屋608番地
監事	谷口和旦	同 市柏原町見長46番地
同	藤澤豊志	同 市柏原町鴨野145番地1

兵庫県告示第1260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
山田土地改良区	令和2年11月10日

兵庫県告示第1261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。  
令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
奥塩久土地改良区	令和2年11月4日

兵庫県告示第1262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

奥塩久土地改良区

氏名	住所
----	----

足立正己 丹波市青垣町奥塩久140番地3  
 足立務 同市青垣町奥塩久152番地  
 足立憲久 同市青垣町奥塩久105番地  
 足立和正 同市青垣町奥塩久117番地  
 足立幸裕 同市青垣町奥塩久493番地



**兵庫県告示第1263号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
農地整備事業（経営体育 成型）	八幡	加古川市八幡町上西条、下村、 宗佐、中西条、野村、船町、上 荘町国包	平成19. 7. 25	平成28. 3. 15	用排水路工



**兵庫県告示第1264号**

令和2年度第4・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

森林計画区	単位区域名	範囲(市・郡・町)	単位区域内に存する皆伐を許される保安林面積(ha)					備考
			水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林	保健保安林	計	
加古川	神崎川	川辺郡一円	—	2.40	—	—	2.40	
	武庫川	三田市	221.40	1.08	—	—	222.48	
	神戸地区	神戸市	8.52	50.76	—	38.90	98.18	
	東播地区	西脇市 加西市 加東市 多可郡一円	510.86	120.82	—	11.34	643.02	
揖保川	中播地区	姫路市 神崎郡一円	775.07	131.90	—	60.78	967.75	姫路市(旧姫路市、旧飾磨郡家島町、同郡夢前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。)
	揖保川	姫路市 たつの市 宍粟市 揖保郡一円	1,995.27	187.72	3.28	31.40	2,217.67	姫路市(旧宍粟郡安富町の区域をいう。) 宍粟市(旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。) 干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。
	千種川	相生市 赤穂市 宍粟市 赤穂郡一円 佐用郡一円	918.28	203.88	—	16.48	1,138.64	宍粟市(旧宍粟郡千種町の区域をいう。)
円山川	円山川下流	豊岡市	1,208.07	105.40	0.72	2.92	1,317.11	豊岡市(旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町及び同郡但東町の区域をいう。) 干害防備保安林は旧城崎郡城崎町に係る区域に限る。
	矢田川	豊岡市 美方郡香美町	1,092.85	39.73	4.74	24.86	1,162.18	豊岡市(旧城崎郡竹野町の区域をいう。) 干害防備保安林は美方郡香美町(旧城崎郡香住町に係る区域)に限る。
	岸田川	美方郡新温泉町	534.01	32.82	—	1.42	568.25	
	南但地区	養父市 朝来市	1,596.11	216.55	—	47.04	1,859.70	
加古川	佐治川～篠山川	丹波篠山市 丹波市	846.24	128.60	—	23.76	998.60	丹波市(旧氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町及び同郡山南町の区域をいう。)
	竹田川	丹波市	104.98	27.26	—	8.66	140.90	丹波市(旧氷上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。)
	淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	436.24	2.08	—	78.36	516.68	
合 計		10,247.90	1,251.00	8.74	345.92	11,853.56		

兵庫県告示第1265号

平成25年兵庫県告示第1022号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

法第104条第2号に掲げる漁業の群家区域(一宮町漁業協同組合の地区のうち群家の区域)の項中

「

5 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業

」

を

「

5 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
6 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業
7 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとることを目的とする漁業
8 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から7までに掲げる漁業以外の漁業

」

に改める。



**兵庫県告示第1266号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間  
令和2年11月20日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域  
三木市志染町東自由が丘二丁目及び三丁目の全域



**兵庫県告示第1267号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間  
令和2年11月24日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域  
神戸市東灘区魚崎北町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の全域



**兵庫県告示第1268号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図作成（地図情報レベル1000及び2500））
- 2 作業期間  
令和2年11月24日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域  
姫路市全域



**兵庫県告示第1269号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和2年11月24日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
西宮市高塚町地内



**兵庫県告示第1270号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年11月20日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
西宮市菊谷町及び久出ヶ谷町地内



**兵庫県告示第1271号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
令和2年11月20日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
西宮市深谷町地内



**兵庫県告示第1272号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R02中播位置 0005号	2.11.17	宍粟市山崎町庄能字鴻野口14番の一部	5.50	19.47

公 告

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥畑(12) (106020331)	洲本市奥畑（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
千草丙(9) (106020332)	洲本市千草丙（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年12月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日



兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
内田(12) (106020333)	洲本市由良町内田 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良(23) (106020334)	洲本市由良町由良 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良(24) (106020335)	洲本市由良町由良 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
内田(13) (106020336)	洲本市由良町内田 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良江後(2) I_2 (106020337)	洲本市由良町由良四丁目 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良江後 I_2 (106020338)	洲本市由良町由良三丁目 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良観音寺 I_2 (106020339)	洲本市由良町由良二丁目 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良(5)_2 (106020340)	洲本市由良町由良 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図8までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月9日(水)から同月23日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所及び由良支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年12月23日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伊毘(5) (125020080)	南あわじ市阿那賀(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月9日(水)から同月23日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、湊地区公民館、津井地区公民館、丸山地区公民館、阿那賀地区公民館、伊加利地区公民館、西淡志知公民館及び松帆地区公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年12月23日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山添(1) (125010038)	南あわじ市山添(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月9日(水)から同月23日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所及び広田地区公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年12月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第779号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

野且田(2)Ⅰ（106010028）の項中別図29、千草己谷Ⅱ（206010008）の項中別図51、鮎屋Ⅰ（106010138）の項中別図168を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年12月9日（水）から同月23日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年12月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成26年兵庫県告示第966号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

千草戊(1)（106020280）の項中別図159を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年12月9日（水）から同月23日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年12月23日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第779号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

由良町内田(1)Ⅰ(106010171)の項中別図209、由良江後(2)Ⅰ(106010176)の項中別図214、由良江後Ⅰ(106010178)の項中別図216、由良観音寺Ⅰ(106010181)の項中別図219、由良佐毘Ⅰ(106010187)の項中別図225、由良町由良(1)Ⅲ(106010199)の項中別図237、由良町由良(5)Ⅲ(106010203)の項中別図241、中津川南谷Ⅱ(206010052)の項中別図266を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年12月9日(水)から同月23日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所及び由良支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年12月23日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成26年兵庫県告示第966号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

由良(5)(106020301)の項中別図180、由良(2)(206020036)の項中別図228を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 改正の案の閲覧期間  
令和2年12月9日（水）から同月23日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所及び由良支所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
  - (3) 提出期限  
令和2年12月23日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第227号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
北栄(1)(1)I（125020017）の項中別図54、伊毘I（125020020）の項中別図57、阿那賀II（125020053）の項中別図90、伊毘(1)II（125020057）の項中別図94、善太郎川I（225020011）の項中別図170、釜池谷II（225020015）の項中別図174、開発北谷II（225020021）の項中別図180を次の図面のとおりに改める。  
（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
- 2 改正の案の閲覧期間  
令和2年12月9日（水）から同月23日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、湊地区公民館、津井地区公民館、丸山地区公民館、阿那賀地区公民館、伊加利地区公民館、西淡志知公民館及び松帆地区公民館
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
  - (3) 提出期限  
令和2年12月23日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野旦田 I (106010026)	洲本市千草甲 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
千草甲 I (106010027)	洲本市千草甲 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
野旦田(2) I (106010028)	洲本市千草甲 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
東 I (106010029)	洲本市千草乙 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
野旦田(1) II (106010030)	洲本市千草甲 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
野旦田(2) II (106010031)	洲本市千草甲 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
野旦田(3) II (106010032)	洲本市千草甲 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
千草己東(1) II (106010033)	洲本市千草己 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
千草己東(2) II (106010034)	洲本市千草己 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上田原(1) II (106010035)	洲本市千草乙 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
猪鼻(1) II (106010037)	洲本市千草丙 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
猪鼻(2) II (106010038)	洲本市千草丙 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
千草己東(1) III (106010039)	洲本市千草乙 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
千草己東(2) III (106010040)	洲本市千草乙 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
猪鼻(1) III (106010041)	洲本市千草丙 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
猪鼻(2) III (106010042)	洲本市千草丙 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
千草丙 III (106010043)	洲本市千草丙 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

奥畑(1)Ⅱ (106010065)	洲本市奥畑(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
奥畑(2)Ⅱ (106010066)	洲本市奥畑(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
奥畑(3)Ⅱ (106010067)	洲本市奥畑(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
池内Ⅰ (106010087)	洲本市池内(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
池内Ⅱ (106010088)	洲本市池内(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
大野Ⅲ (106010090)	洲本市大野(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
池内Ⅲ (106010092)	洲本市池内(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
池田Ⅲ (106010093)	洲本市池田(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
鮎屋Ⅰ (106010138)	洲本市鮎屋(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
鮎屋Ⅱ (106010139)	洲本市鮎屋(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
納原(1)Ⅱ (106010163)	洲本市納(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
納原(2)Ⅱ (106010164)	洲本市納(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
納(1)Ⅱ (106010165)	洲本市納(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
納(2)Ⅱ (106010166)	洲本市納(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
奥畑(1) (106020176)	洲本市奥畑(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
奥畑(2) (106020177)	洲本市奥畑(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
奥畑(3) (106020178)	洲本市奥畑(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
奥畑(4) (106020179)	洲本市奥畑(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
奥畑(6) (106020181)	洲本市奥畑(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
奥畑(7) (106020182)	洲本市奥畑(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

奥畑(10) (106020185)	洲本市奥畑(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
奥畑(11) (106020186)	洲本市奥畑(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
納(1) (106020213)	洲本市納(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
納(2) (106020214)	洲本市納(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
金屋(1) (106020231)	洲本市金屋(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
金屋(2) (106020232)	洲本市金屋(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
千草甲(1) (106020243)	洲本市千草甲(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
千草庚(1) (106020245)	洲本市千草庚(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
千草庚(2) (106020246)	洲本市千草庚(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
千草庚(3) (106020247)	洲本市千草庚(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
千草庚(4) (106020248)	洲本市千草庚(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
千草庚(5) (106020249)	洲本市千草庚(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
鮎屋(1) (106020262)	洲本市鮎屋(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
鮎屋(2) (106020263)	洲本市鮎屋(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
池内(1) (106020264)	洲本市池内(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
千草乙(1) (106020265)	洲本市千草乙(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
千草乙(2) (106020266)	洲本市千草乙(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
千草丙(1) (106020267)	洲本市千草丙(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
千草丙(2) (106020268)	洲本市千草丙(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
千草丙(3) (106020269)	洲本市千草丙(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり



千草丙(4) (106020270)	洲本市千草丙(別図58のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
千草丙(5) (106020271)	洲本市千草丙(別図59のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
千草丙(6) (106020272)	洲本市千草丙(別図60のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
千草丙(7) (106020273)	洲本市千草丙(別図61のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
千草丁(3) (106020276)	洲本市千草丁(別図62のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
千草丁(5) (106020278)	洲本市千草丁(別図63のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
千草丁(6) (106020279)	洲本市千草丁(別図64のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
千草戊(1) (106020280)	洲本市千草戊(別図65のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
千草戊(2) (106020281)	洲本市千草戊(別図66のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
千草戊(3) (106020282)	洲本市千草戊(別図67のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
奥畑(12) (106020331)	洲本市奥畑(別図68のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
千草丙(9) (106020332)	洲本市千草丙(別図69のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
猪鼻中谷Ⅱ (206010003)	洲本市千草丙(別図70のと おり)	土石流	別図70のとおり
猪鼻東谷Ⅱ (206010004)	洲本市千草丙(別図71のと おり)	土石流	別図71のとおり
千草戊南谷Ⅱ (206010006)	洲本市千草戊(別図72のと おり)	土石流	別図72のとおり
千草己谷Ⅱ (206010008)	洲本市千草己(別図73のと おり)	土石流	別図73のとおり
奥畑西谷Ⅱ (206010018)	洲本市奥畑(別図74のと おり)	土石流	別図74のとおり
池田東谷Ⅰ (206010024)	洲本市池田(別図75のと おり)	土石流	別図75のとおり
奥畑南谷Ⅱ (206010038)	洲本市納(別図76のと おり)	土石流	別図76のとおり
千草己(1) (206020031)	洲本市千草己(別図77のと おり)	土石流	別図77のとおり

千草己(2) (206020032)	洲本市千草己(別図78のと おり)	土石流	別図78のとおり
-----------------------	----------------------	-----	----------

(別図1から別図78までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和2年12月9日(水)から同月23日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
  - (3) 提出期限  
令和2年12月23日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三ツ川 I (106010170)	洲本市由良町内田(別図1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
由良町内田(1) I (106010171)	洲本市由良町内田(別図2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
由良町内田(2) I (106010172)	洲本市由良町内田(別図3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
天川 I (106010173)	洲本市由良町由良(別図4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
由良町由良(4) I (106010174)	洲本市由良町由良(別図5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
由良 I (106010175)	洲本市由良町由良四丁目 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

由良江後(2) I (106010176)	洲本市由良町由良四丁目 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
由良町由良(1) I (106010177)	洲本市由良町由良(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
由良江後 I (106010178)	洲本市由良町由良三丁目 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
由良町由良(2) I (106010179)	洲本市由良町由良(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
由良紺屋町 I (106010180)	洲本市由良町由良(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
由良観音寺 I (106010181)	洲本市由良町由良二丁目 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
由良中野町(2) I (106010182)	洲本市由良町由良(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
由良町由良(3) I (106010183)	洲本市由良町由良(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
由良婦野谷 I (106010184)	洲本市由良町由良(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
由良中野町(3) I (106010185)	洲本市由良町由良一丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
由良中野町(4) I (106010186)	洲本市由良町由良(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
由良佐毘 I (106010187)	洲本市由良町由良(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
由良町内田(1) II (106010188)	洲本市由良町内田(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
由良町内田(2) II (106010189)	洲本市由良町内田(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
由良婦野谷 II (106010190)	洲本市由良町由良(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
由良町由良(1) II (106010191)	洲本市由良町由良(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
由良佐毘 II (106010193)	洲本市由良町由良(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
由良佐毘(3) II (106010194)	洲本市由良町由良(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
由良町由良(2) II (106010195)	洲本市由良町由良(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
由良町由良(3) II (106010196)	洲本市由良町由良(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

由良町由良(4)Ⅱ (106010197)	洲本市由良町由良(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
由良町内田Ⅲ (106010198)	洲本市由良町内田(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
由良町由良(1)Ⅲ (106010199)	洲本市由良町由良(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
由良町由良(2)Ⅲ (106010200)	洲本市由良町由良(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
由良町由良(3)Ⅲ (106010201)	洲本市由良町由良(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
由良町由良(4)Ⅲ (106010202)	洲本市由良町由良(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
由良町由良(5)Ⅲ (106010203)	洲本市由良町由良(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
由良町由良(6)Ⅲ (106010204)	洲本市由良町由良(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
中津川組(1)Ⅰ (106010205)	洲本市中津川組(別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
相川組(1)Ⅰ (106010206)	洲本市相川組(別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
相川組(3)Ⅰ (106010207)	洲本市相川組(別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
畑田組Ⅰ (106010208)	洲本市畑田組(別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
中津川組(1)Ⅱ (106010209)	洲本市中津川組(別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
中津川組(2)Ⅱ (106010210)	洲本市中津川組(別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
相川組(1)Ⅱ (106010211)	洲本市相川組(別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
相川組(2)Ⅱ (106010212)	洲本市相川組(別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
畑田組Ⅱ (106010213)	洲本市畑田組(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
畑田組Ⅲ (106010214)	洲本市畑田組(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
由良(22) (106020284)	洲本市由良町由良(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
畑田組(2) (106020285)	洲本市畑田組(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり

内田(1) (106020286)	洲本市由良町内田(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
内田(3) (106020288)	洲本市由良町内田(別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
内田(4) (106020289)	洲本市由良町内田(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
内田(5) (106020290)	洲本市由良町内田(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
内田(6) (106020291)	洲本市由良町内田(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
内田(7) (106020292)	洲本市由良町内田(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
内田(10) (106020295)	洲本市由良町内田(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
由良(3) (106020299)	洲本市由良町由良(別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
由良(5) (106020301)	洲本市由良町由良(別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
由良(6) (106020302)	洲本市由良町由良(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
由良(7) (106020303)	洲本市由良町由良(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
由良(8) (106020304)	洲本市由良町由良(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
由良(9) (106020305)	洲本市由良町由良(別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
由良(10) (106020306)	洲本市由良町由良(別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
由良(11) (106020307)	洲本市由良町由良(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
由良(12) (106020308)	洲本市由良町由良(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
由良(13) (106020309)	洲本市由良町由良(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
由良(15) (106020311)	洲本市由良町由良(別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
由良(16) (106020312)	洲本市由良町由良(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
由良(17) (106020313)	洲本市由良町由良(別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり

由良(19) (106020315)	洲本市由良町由良(別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
由良3丁目(1) (106020318)	洲本市由良町由良3丁目 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
中津川組(2) (106020320)	洲本市中津川組(別図69の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
中津川組(4) (106020322)	洲本市中津川組(別図70の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
相川組(1) (106020323)	洲本市相川組(別図71のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
相川組(2) (106020324)	洲本市相川組(別図72のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
相川組(3) (106020325)	洲本市相川組(別図73のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
相川組(4) (106020326)	洲本市相川組(別図74のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
相川組(6) (106020328)	洲本市相川組(別図75のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
相川組(7) (106020329)	洲本市相川組(別図76のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
畑田組(1) (106020330)	洲本市畑田組(別図77のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
内田(12) (106020333)	洲本市由良町内田(別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
由良(23) (106020334)	洲本市由良町由良(別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
由良(24) (106020335)	洲本市由良町由良(別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
内田(13) (106020336)	洲本市由良町内田(別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
空所谷Ⅰ (206010040)	洲本市由良町由良(別図82 のとおり)	土石流	別図82のとおり
内田谷Ⅱ (206010045)	洲本市由良町内田(別図83 のとおり)	土石流	別図83のとおり
亀谷Ⅱ (206010048)	洲本市由良町由良(別図84 のとおり)	土石流	別図84のとおり
中津川南谷Ⅱ (206010052)	洲本市中津川組(別図85の とおり)	土石流	別図85のとおり
相川西谷Ⅱ (206010055)	洲本市相川組(別図86のと おり)	土石流	別図86のとおり

由良(1) (206020035)	洲本市由良町由良(別図87 のとおり)	土石流	別図87のとおり
由良(2) (206020036)	洲本市由良町由良(別図88 のとおり)	土石流	別図88のとおり
由良(3) (206020037)	洲本市由良町由良(別図89 のとおり)	土石流	別図89のとおり

(別図1から別図89までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月9日(水)から同月23日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所及び由良支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年12月23日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本村 I (125020003)	南あわじ市津井(別図1の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
西本村 I (125020004)	南あわじ市津井(別図2の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
西本村(2) I (125020005)	南あわじ市津井(別図3の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
伊加利山口 I (125020006)	南あわじ市伊加利(別図4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

湯ノ河(1) I (125020007)	南あわじ市伊加利(別図5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
志知川 I (125020008)	南あわじ市阿那賀志知川 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小磯 I (125020010)	南あわじ市阿那賀(別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小木場 I (125020011)	南あわじ市阿那賀(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
木場(1) I (125020012)	南あわじ市阿那賀(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
木場(2) I (125020013)	南あわじ市阿那賀(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
北栄(2) I (125020014)	南あわじ市阿那賀(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
北栄(3) I (125020015)	南あわじ市阿那賀(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
南 I (125020016)	南あわじ市阿那賀(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
北栄(1)(1) I (125020017)	南あわじ市阿那賀(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
北栄(4) I (125020018)	南あわじ市阿那賀(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
伊毘(2) I (125020019)	南あわじ市阿那賀(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
伊毘 I (125020020)	南あわじ市阿那賀(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
伊毘(3) I (125020021)	南あわじ市阿那賀(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
伊毘(4) I (125020022)	南あわじ市阿那賀(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
北栄(1)(2) I (125020023)	南あわじ市阿那賀(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
松帆櫟田 II (125020024)	南あわじ市松帆櫟田(別図 21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
志知飯山寺 II (125020026)	南あわじ市志知口(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
志知奥(1) II (125020027)	南あわじ市志知奥(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
志知奥(2) II (125020028)	南あわじ市志知奥(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり



志知Ⅱ (125020029)	南あわじ市志知飯山寺（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
津井中央Ⅱ (125020030)	南あわじ市津井（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
本村Ⅱ (125020031)	南あわじ市津井（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
西本村(1)Ⅱ (125020032)	南あわじ市津井（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
西本村(2)Ⅱ (125020033)	南あわじ市津井（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
西本村(3)Ⅱ (125020034)	南あわじ市津井（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
伊加利仲野(1)Ⅱ (125020035)	南あわじ市伊加利（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
伊加利仲野(2)Ⅱ (125020036)	南あわじ市伊加利（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
伊加利仲野(3)Ⅱ (125020037)	南あわじ市伊加利（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
伊加利仲野(4)Ⅱ (125020038)	南あわじ市伊加利（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
伊加利仲野(5)Ⅱ (125020039)	南あわじ市伊加利（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
伊加利仲野(6)Ⅱ (125020040)	南あわじ市伊加利（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大唐原Ⅱ (125020041)	南あわじ市伊加利（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
伊加利本村(1)Ⅱ (125020042)	南あわじ市伊加利（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
伊加利本村(2)Ⅱ (125020043)	南あわじ市伊加利（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
伊加利山口(1)Ⅱ (125020044)	南あわじ市伊加利（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
伊加利山口(2)Ⅱ (125020045)	南あわじ市伊加利（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
伊加利山口(3)Ⅱ (125020046)	南あわじ市伊加利（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
伊加利山口(4)Ⅱ (125020047)	南あわじ市伊加利（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
伊加利山口(5)Ⅱ (125020048)	南あわじ市伊加利（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり

湯ノ河(2)Ⅱ (125020049)	南あわじ市伊加利(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
阿那賀西路(1)Ⅱ (125020050)	南あわじ市阿那賀西路(別 図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
阿那賀西路(2)Ⅱ (125020051)	南あわじ市阿那賀西路(別 図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
阿那賀西路(3)Ⅱ (125020052)	南あわじ市阿那賀西路(別 図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
阿那賀Ⅱ (125020053)	南あわじ市阿那賀(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
北栄(1)Ⅱ (125020054)	南あわじ市阿那賀(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
北栄(2)Ⅱ (125020055)	南あわじ市阿那賀(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
北栄(3)Ⅱ (125020056)	南あわじ市阿那賀(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
伊毘(1)Ⅱ (125020057)	南あわじ市阿那賀(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
伊毘(2)Ⅱ (125020058)	南あわじ市阿那賀(別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
志知口Ⅲ (125020060)	南あわじ市志知口(別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
志知奥(1)Ⅲ (125020061)	南あわじ市志知奥(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
志知奥(2)Ⅲ (125020062)	南あわじ市志知奥(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
志知(1)Ⅲ (125020063)	南あわじ市志知飯山寺(別 図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
西本村(1)Ⅲ (125020065)	南あわじ市津井(別図59の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
西本村(2)Ⅲ (125020066)	南あわじ市津井(別図60の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
大唐原Ⅲ (125020067)	南あわじ市伊加利(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
伊加利山口(1)Ⅲ (125020068)	南あわじ市伊加利(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
伊加利山口(2)Ⅲ (125020069)	南あわじ市伊加利(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
津井Ⅲ (125020070)	南あわじ市津井(別図64の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり

阿那賀(1)Ⅲ (125020071)	南あわじ市阿那賀(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
北栄(1)Ⅲ (125020072)	南あわじ市阿那賀(別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
阿那賀南Ⅲ (125020073)	南あわじ市阿那賀(別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
北栄(2)Ⅲ (125020074)	南あわじ市阿那賀(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
阿那賀(2)Ⅲ (125020075)	南あわじ市阿那賀(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
北栄(3)Ⅲ (125020076)	南あわじ市阿那賀(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
北栄(4)Ⅲ (125020077)	南あわじ市阿那賀(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
阿那賀(3)Ⅲ (125020078)	南あわじ市阿那賀(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
阿那賀(4)Ⅲ (125020079)	南あわじ市阿那賀(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
伊毘(5) (125020080)	南あわじ市阿那賀(別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
志知口西谷Ⅰ (225020002)	南あわじ市志知奥(別図75 のとおり)	土石流	別図75のとおり
志知南谷Ⅰ (225020003)	南あわじ市志知南(別図76 のとおり)	土石流	別図76のとおり
開発南谷Ⅰ (225020006)	南あわじ市湊(別図77のと おり)	土石流	別図77のとおり
善太郎川Ⅰ (225020011)	南あわじ市阿那賀志知川 (別図78のとおり)	土石流	別図78のとおり
間河瀬池谷Ⅱ (225020014)	南あわじ市志知奥(別図79 のとおり)	土石流	別図79のとおり
釜池谷Ⅱ (225020015)	南あわじ市志知奥(別図80 のとおり)	土石流	別図80のとおり
飯山寺谷Ⅱ (225020019)	南あわじ市志知南(別図81 のとおり)	土石流	別図81のとおり
片山池谷Ⅱ (225020020)	南あわじ市志知南(別図82 のとおり)	土石流	別図82のとおり
開発北谷Ⅱ (225020021)	南あわじ市湊(別図83のと おり)	土石流	別図83のとおり
杉谷川Ⅱ (225020022)	南あわじ市湊(別図84のと おり)	土石流	別図84のとおり

比丘尼池谷Ⅱ (225020023)	南あわじ市伊加利(別図85 のとおり)	土石流	別図85のとおり
西路北谷(2)Ⅱ (225020030)	南あわじ市阿那賀西路(別 図86のとおり)	土石流	別図86のとおり

(別図1から別図86までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月9日(水)から同月23日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、湊地区公民館、津井地区公民館、丸山地区公民館、阿那賀地区公民館、伊加利地区公民館、西淡志知公民館及び松帆地区公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年12月23日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山添(1) (125010038)	南あわじ市山添(別図1の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月9日(水)から同月23日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所及び広田地区公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年12月23日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(第2工区) 芦屋市南宮町126番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
芦屋市精道町7番6号  
芦屋市長 伊藤 舞
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年9月7日  
兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-3-3号(1芦屋)



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町古宮三丁目260番3の一部、387番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
明石市花園町2番地の2  
株式会社勝美住宅 代表取締役 渡辺 喜夫
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年7月15日  
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-9号(2播磨)



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加東市社字北上門1460番2、1460番3、1460番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
西脇市西脇907番地  
第一不動産株式会社 代表取締役 岸本 晃典
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年8月24日  
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-11号(2加東)

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加東市上滝野字カ子イバ1170番から1172番まで、1173番1、1201番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加東市上滝野746番地  
社会福祉法人天理滝野愛児園 理事長 丸山 義夫
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年10月28日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-11号（1加東）

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町中村字宮川267番1、266番8、267番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市龍野町日山102番地の1  
株式会社竜野工務店 代表取締役 前田 幾雄
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年11月10日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-3-2号（2たつの）

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市片浜町85番、93番、94番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市揖保川町大門30番地1  
株式会社たつみさぼと 代表取締役 横川 淳二
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年7月8日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-12号（2赤穂）